

総合考察

本研究のまとめ

本研究は、ICT 等を活用した学習活動における中学校第 1 学年音楽科の学習プログラムを作成し、本制度の実施に向けた在り方を考察した。

第 1 章においては、ICT 等を活用した学習活動の対象である不登校の実状と定義について、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」⁽¹⁾ をはじめ文部科学省の実施する調査等を基に述べた。特に、本研究においては、病気による長期欠席と不登校による長期欠席の判別が困難であることや、「教育機会確保法」の趣旨から、不登校要因のある生徒を不登校生徒と位置づけることとした。また、ICT 等を活用した学習活動に関する実状や法令等との関連、本制度の文言について概説した。様々な法令等によっても求められている本制度であるが、本制度の利用者は、不登校生徒の 0.35% に満たない状態であるため、本制度に関する研究の必要性が明らかとなった。

第 2 章においては、本制度に対応した学習プログラムを作成するために、本制度の変遷、新型コロナウイルス感染症に関連して示された自宅における学習方法、文部科学省の「教育の情報化に関する手引」⁽²⁾ の 3 観点から、自宅において実施することが可能な学習方法を検討した。本制度の変遷に関しては、特区 805 として認定された 7 自治体の比較を基に比較検討した。自宅における学習方法については、「改正著作権法」を踏まえながら、中学校音楽科教科書を発行する教育芸術社と教育出版の 2 社の資料を基に学習方法を明らかにした。「教育の情報化に関する手引」からは、ICT 機器等を利用した本制度の利用方法への示唆を得た。

⁽¹⁾ e-Stat 政府統計の総合窓口「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」<https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&toukei=00400304>

⁽²⁾ 文部科学省（2020）『「教育の情報化に関する手引」について』https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html

第3章においては、作成した学習プログラムについて概説し、さらに歌唱及び器楽・創作・鑑賞・その他の領域や分野ごとに説明した。特に、本研究においては、学習プログラムの一部として課題一覧表を作成した。また、この学習プログラムの作成にあたっては、本制度を利用する生徒観が必要となることが明らかとなった。その他の領域においては、これまでの領域や分野と異なる学習内容や、本制度の要件の1つである事前指導、課題追求などを取り入れた。実際には教科横断的な視点も取り入れることが可能である。

第4章においては、規程等の実状、環境整備と事前指導及び民間事業者や自治体における取組等を述べながら、本制度の実施に向けての在り方を考察した。規程等調査においては、本制度に関する規程等を作成している自治体が、1788自治体のうち約1.4%であることが明らかとなった。また、規程等を比較した結果、本制度を規定する文部科学省の別記2とは趣旨の異なる規程等も散見され、自治体の本制度に対する理解の不十分さが明らかとなつた。さらに、規程等については、自治体の本制度に関する規程等と民間事業者に関する規程等、学校の規程等の3種類が想定された。事前指導は、音楽科以外にも、国語科、美術科、技術・家庭科が実施に関わる内容を含むことが明らかとなった。民間事業者については、4種類に分類可能であることが分かった。自治体における取組については、秋田県、高松市、佐賀市をとりあげて事例研究を行った。

これらの結果から、本制度に関する研究が明らかに不足していると感じた。修士課程の2年間というわずかな研究期間であるが、本制度を中心に据えた研究はおろか、実践報告なども一文程度しか見られないということは、研究が進まない大きな要因であるといえよう。

本制度は、不登校生徒の進路選択として、非常に重要な制度であることはいうまでもない。高校入試においては、いわゆる内申点が合否に直結するのは、自明の理である。不登校生徒がいくら自宅で学習を行い、通常学級の生徒と同じ程度の学力を保持し、入試で同じ点数を付けたとしても、合否の判定には通常学級の生徒が有利となる。これを不平等だとして制度化されたのが本制度である。

本制度を利用せずに、この不平等を改正するには、高校入試における内申点の制度を一律にななくす必要がある。これは、中学校における通常学級の生徒の学習意欲を減退させる可能性があり、私立学校との関連も課題となるため、望ましいとはいえない。つまり、本制度は、高校入試制度の不平等を軽減する目的でも運用されている制度と考えられる。

そもそも、子どもには「日本国憲法」及び「子どもの権利条約」によって教育を受ける権利が守られており、不登校生徒もこれを行使することができる。「教育機会確保法」においても、不登校児童生徒の学校からの休息を保障しつつ、学習も保障するという二面性がある。不登校生徒が学校に対して本制度の利用を要望した際には、学校は教育を受ける権利を保障するという観点から、基本的にこれを受け入れるべきであると筆者は考える。特に、公立学校及び自治体においては、この考え方を十分に理解する必要があると考えられる。

また、フリースクール等の別記1に係る民間施設や、自治体の教育支援センター等が存在するにも関わらず、それらに通所しないからといって、不登校生徒が教育を受ける権利を行使していないと捉えるのは、異を唱える必要がある。民間施設を利用できない経済状況の家庭である場合や、第4章第3節第2項（ア）にも述べたが、教育支援センター等が遠方にあるため通所困難な場合などが挙げられる。不登校児童生徒には、原則無償である義務教育段階の教育を享受できるようにする必要がある。

つまり、本制度は、不登校児童生徒への支援上、特に進路選択上、必要不可欠であるため、構造改革特別区域から全国化された制度である。学校という組織が廃止されない以上、不登校児童生徒は存在すると考えられるため、この不登校児童生徒の支援として、本制度に関する研究をより深める必要がある。

今後の課題

本制度に関する今後の課題は、山積していると言わざるを得ない。

不登校生徒への支援に関しては、同通知⁽³⁾に示されている「児童生徒理解・支援シート」(別添1及び別添2)⁽⁴⁾や、別記1⁽⁵⁾と本制度を併用する場合の対応の在り方について検討する必要がある。不登校生徒への様々な施策との連携については、今後の検討課題である。

本制度の学習方法に関しては、本研究の場合、デジタル教科書やデジタル教材、副読本等の補助教材、指導用教科書のワークシートなど、学校で使用されている可能性の高い教材を使用せずに作成した。そのため、学校において購入している補助教材を活用したり、授業で実施したワークシートを家庭学習用に修正して配布したりするなど、より簡便で学習効果の高い方法による対応も可能であろう。

また、道徳科や特別活動における学習プログラム、間接支援型の民間事業者に関する研究、自治体の規程等に関する調査研究、本研究の実践研究等も今後の課題といえる。

本研究において、特に困難であり記述することができなかった課題は、本制度に係る評価方法、評価基準である。どのような方法で評価するのか、学校で授業を受けた生徒との差異をどのように捉えるのかが教員にとって悩ましい部分となるであろう。不登校であっても、5段階評価で5の評価を得ることがあってよいのかと考える教員がいることも予想される。しかし、進学を希望する不登校生徒にとって、観点別学習状況及び評定の記載内容は重要なため、適切に評価する必要があり、この評価方法を今後検討する必要がある。

本研究において作成した学習プログラムが、そのまま学校現場に導入できるのか、今後も

⁽³⁾ 文部科学省（2019）「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm

⁽⁴⁾ 文部科学省（2019）「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について（別添2）」https://www.mext.go.jp/content/1422155_003.pdf

⁽⁵⁾ 文部科学省（2019）「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）別記1 別記2 別紙」https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf

検討していかなければならない。特に、本制度の活用は、教員の過重負担となる可能性が高いため、教育委員会等をはじめとする自治体の予算措置や、できるだけ負担の軽い本制度の実施方法についても、さらに研究を深め、実践に移していく必要がある。

不登校生徒が公的機関や民間事業者による ICT 等を活用した学習活動を利用した場合においては、教員が学習プログラムを作成する必要が低いため、教員の負担軽減が見込めるが、今までの不登校対応に比べ、負担が増えることに変わりはない。ただし、実際に指導要録上出席扱い及びその成果を評価に反映するのは教員となるため、学校外との連携方法及び評価方法についても今後研究する必要がある。これに関しては、経済産業省の 2020 年度の「未来の教室」(学びの場) 創出事業に採択された「オンライン留学『OJaC (オンラインジャパンクラス)』プロジェクト」が「学校現場の出席・成績評価のガイドラインモデルの策定・提唱」⁽⁶⁾ を掲げているため、この利用も検討されたい。

さらに、本制度と音楽科の関連からは、齋藤（2019）が音楽科の存在意義の 1 つとして「心理的、生理的な効用」を挙げており、「人間はより安定した心地よい時間の流れを本能的に求めており、その一つとして時間芸術としての音楽が存在する」⁽⁷⁾ と述べている。つまり、本制度における音楽科としては、音楽の心理的、生理的な効用からくるストレス低減といった音楽療法的な視点からも有用であると考えられるため、この視点を踏まえた研究も今後の課題といえる。

⁽⁶⁾ OJaC 「オンライン留学『OJaC (オンラインジャパンクラス)』プロジェクト」 <https://ojac.jp/>

⁽⁷⁾ 齋藤忠彦・菅裕 編著 (2019) 『新版 中学校・高等学校教員養成課程 音楽科教育法』教育芸術社, p.13